

廿日市市行政ネットワークモバイル端末等賃貸借仕様書

1 調達内容

(1) 調達物件

- ア モバイル端末（ノート型パソコン）
- イ 各種周辺機器
- ウ 廿日市市行政ネットワーク接続に必要な回線

(2) 調達方法

借入れとする。

(3) 借入期間

60か月とする。（令和8年2月1日から令和13年1月31日まで）

2 履行場所

廿日市市内

3 機器、回線及びソフトウェアライセンスの仕様

別紙のとおり

4 納入条件

(1) 納入期限（設置・設定期限）

令和8年1月30日（金）

- ア 上記期日までに、設置・設定・動作の確認及び指定する試験が完了し、市の検査を受けていること。
- イ 受注者は機器納入スケジュールについてあらかじめ市に提出し、承認を受けること。

(2) 配布作業

ア 配布拠点（令和7年4月1日時点）

- ・廿日市地域（本庁、分館、山崎本社みんなのあいプラザ、水道企業団廿日市事務所、市民センター（10拠点）、保育園（8拠点）、廿日市学校給食センター、廿日市消防署、西分署、学研廿日市市多世代サポートセンター）
- ・大野地域（大野支所、保育園（4拠点）、市民センター（2拠点）、大野学校給食センター、大野消防署）
- ・佐伯地域（佐伯支所、保育園（2拠点）、市民センター（3拠点）、佐伯消防署）
- ・吉和地域（吉和支所、吉和保育園）
- ・宮島地域（宮島支所、宮島市民センター、宮島杉之浦市民センター、宮島水族館、宮島歴史民俗資料館）

イ 配布時期

本調達モバイル端末等の利用者への配布作業は、令和7年11月4日（火）以降から実

施可能予定である。

ウ 配布作業内容

本調達には、本調達モバイル端末等の職員の席への設置作業も含むものとする。また、HDMI ケーブルについては、市が調達したものの配布も含むものとする。

(3) 特記事項

ア 受注者は落札後すみやかに、担当職員と協議の上、納入工程及び機器等の据付・調整等について、スケジュール表を作成・提出し、担当職員の承認を得ること。また、その後の機器の据付・設定作業においても、毎日スケジュールの進行状況を市担当職員に報告すること。

イ 受注者は、スケジュール確定後においても、再配置対象職員の業務の都合等によりスケジュール変更等があった場合は柔軟に対応すること。

ウ 事前設定に必要な接続コード等の調達、機器搬入、据付、調整及びライセンス登録等、調達機器の設置・設定に必要なすべての部材、作業及び手続き等に必要な費用は、本調達に含まれるものであること。なお、現在使用中のパソコンに接続している既設有線回線については、再利用して構わない。

エ モバイル端末等の設定について、受注者は、市が指示する設定情報をもとに、市と協議の上、モバイル端末等の環境に合わせた最善の設定を定めること。なお、キッティング作業の場所は、担当職員と協議の上、決定すること。

オ 納入するハードウェア及びソフトウェアは、原則として本調達のために開発されたものではないこと。

カ 受注者は、本書に明示されていない事項で必要と認められる作業は、担当職員に報告の上、受注者の責任において実施すること。

キ 担当職員が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。また、その指示事項及び進行状況についての記録を作成・提出し、担当職員の承認を得ること。

ク 受注者は、機器搬入前に出荷前検査を十分に行うこと。

ケ 各機器納入後、廃棄物及び空き箱等の処分は、担当職員の指示に従い、受注者の責任において行うこと。

コ 設置作業においては、各端末の利用者又はその代理人から、確認書（市が承認した任意様式）をもって、作業開始及び終了の確認を取ること。

サ 端末に使用するモバイル回線は、同時に調達する回線を利用することを想定しているが、山間部など安定した通信が確立できない場合は、契約事業者ではない回線を使用する場合がある。

シ 4(2)アに記載の拠点（令和7年度以降に新設する拠点含む。）で、通信状況が悪い場合には、市もしくは職員からの申し出に応じて、電波改善装置を設置すること。なお、申し出た場所が携帯電話事業者が公表しているサービスエリア外の場合はこの限りではない。

ス 別紙「機能等証明書」に本調達仕様書（別紙1及び別紙2含む。）に記載の要件を満たすことがわかるものを添付して提示すること。

(4) 監督及び検査

ア 監督

本契約の適正な履行を確保するため必要と認められる場合は、担当職員を本調達物品の製造場所、その他必要な場所に派遣し監督を行うことができるものとする。

イ 検査

受注者は、市担当職員の質問、検査及び資料の提出などの指示があったとき並びにアプリケーション設定の修正要求があったときは、これに応じなければならない。

5 提出物等

(1) 納入機器リスト

すべての納入機器（ソフトウェアを含む）について、別途市が提示する資産管理台帳（Microsoft Excel のワークシート）に必要な事項を記入し、担当職員に提出すること。

(2) 管理シール

端末管理番号、借入主体（デジタル改革推進課）等を表示した管理シールを作成し、設置した機器の本体及び周辺機器に貼付すること（具体的な表示内容は別途指示する。）。

また、管理シールは1(3)に示す借入期間中、はがれないものを使用すること。

(3) 設定手順書

納品したすべての機器のハードウェア及びソフトウェアについて、納入時のすべての設定に関する手順書及び設定内容を各1部及びそのデジタルデータを提出すること（データフォーマット及び提出媒体については別途指示する。）。

(4) バックアップ USB

ソフトウェアの再インストール作業等を伴わずに、モバイル端末を納品時の状態に復帰させるためのバックアップ USB（当該端末より起動可能であること。）を5部作成し、再設定作業の手順について示した説明書と併せて提出すること。

(5) 取扱説明書等

機器及びソフトウェアの取扱説明書等付属品については、各1部ずつ提出し、超過するものについては、受注者の責任において処分すること。（詳細は受注者に別途指示する。）

(6) 書類ファイル

提出する書類は、均一な書類ファイルに収容し、整理しやすいよう配慮すること。

6 ソフトウェアライセンス契約及び保証書

(1) 今回新たに調達するソフトウェアのライセンス費用は、本調達に含めること。

(2) 今回新たに調達するライセンス契約について、市に代わり必要な登録作業等を行うこと。

(3) 基本ソフト（OS）については、リカバリ等、セットアップの際に、認証手続き等の作業を伴わない契約形態にしておくこと。

(4) 各機器の保証書並びにソフトウェアのライセンス契約書及びライセンス証書は、整理及びファイリングを行ったうえで提出すること。

7 契約不履行及び保証

(1) 契約不履行及び保証

本調達に係るすべての機器について、検査担当職員の検査終了後から借入契約期間中の保証期間を設けることとし、保証期間内においては、明らかに利用者の重過失と判断される以外の故障及び異常については、無償（バッテリーを除く。）で廿日市市デジタル改革推進課にて回収し、端末保守拠点にて修理または交換を行い返却すること。なお、軽微な修理などオンライン対応を妨げるものではない。

(2) 障害受付及び修理

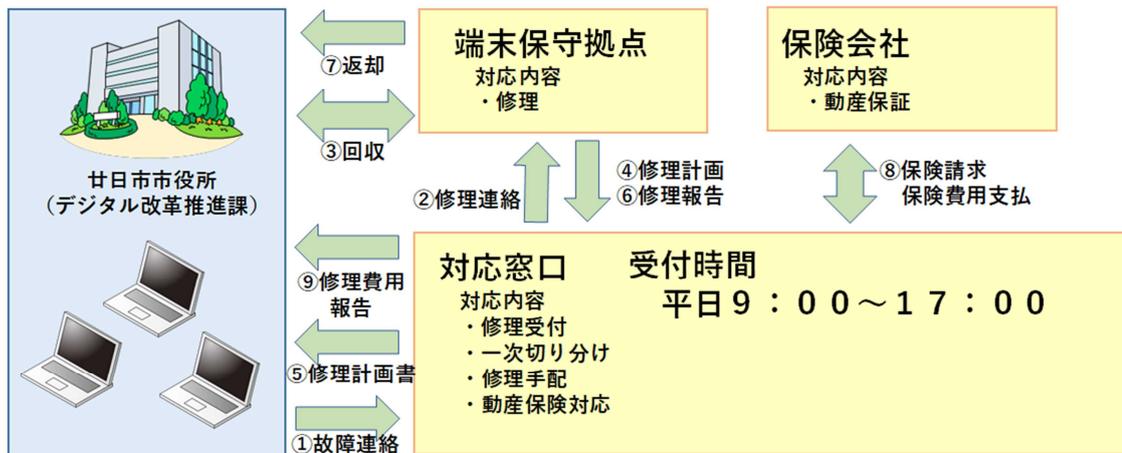
ア 受注者は、借入期間中の障害受付及び修理、保険会社との対応について、連絡窓口は受注者で1本化して、9時から17時まで受け付けることとし、その体制及び責任の所在並びに故障内容に応じた標準の修理期間等を示した修理計画書を市に提出すること。

イ 受注者は修理計画書に基づいて、障害対応を行うこと。

ウ 修理及び交換は迅速に行い、修理等がおおむね7日以上に及ぶと想定される場合は、代替品の無償貸与等の措置を講ずること。

※ 障害・故障等修理対応フローは、次図のとおりとする。

(図) 障害・故障等修理対応フロー



(3) ハードディスク（SSD）の修理及び交換

ア ハードディスクの修理及び交換をする際、内容を消去する必要があるときは、事前に市の了解を得ること。再インストールの必要があるときは、5(4)に記載のバックアップUSBによりハードディスクのリカバリを行うこと。

イ ハードディスクを交換する場合は、交換する旧ハードディスクの消去処理を本仕様書8に示す方法により行い、消去証明書を市に提出すること。

(4) 部品及び機器の保証

受注者は、前記(1)の保証のほか、保守部品等の供給を借入期間中継続して、速やかに行うこと。

(5) 保守対応の目標時間

連絡を受けてから廿日市市役所デジタル改革推進課に翌開庁日に駆けつけることを目標とすること。

8 本調達モバイル端末等（1,300台）返却時の対応について

- (1) 本調達モバイル端末の借入終了後は、ハードディスク（SDD）を米国国防総省規格または、米国国立標準技術研究所規格に準ずるハードディスク消去方法で、ハードディスク内の情報を完全に抹消すること。なお、消去方法は市に提出し許可を受けること。
- (2) ハードディスクを消去した旨の証明書を作業終了後、市に提出すること。
- (3) モバイル通信 SIM カードについては、端末に内蔵した状態で返却を受けること。
- (4) 周辺機器は、返却を市が決定できることとし、返却しない場合、所有権は市に帰属すること。
- (5) 借入終了後の回収については、市及び市が指定する後継パソコン設置業者と協議の上、後継機導入時期に合わせて、4(2)アに記載の拠点にて引き取ること。
- (6) 市に帰属するものを除く賃貸借品の回収費用については、本調達分に含める。

9 その他

(1) 契約内容の変更

端末台数、回線数、回線速度等の変更が必要になった場合は、その契約変更の対応を迅速に行い、各内容については契約額に応じた単価を随時協議の上決定すること。

(2) 守秘義務

受託者（本事業の契約者、保守員等）は、本事業で知り得た業務上の秘密を第三者へ漏らしてはならない。その他、本事業の遂行上保秘を必要とする情報を第三者へ漏らしてはならない。

(3) 本件調達の賃貸借期間後の扱い

ア 本委託業務の契約期間が満了した際、市は契約を終了するか1年間延長するか、あるいは、契約の一部を終了し一部を1年間延長するか、選択できるものとする。

イ 市が契約を延長する場合（一部延長を含む）の年間賃貸借料は、次に示す基本的考え方に基づき、市と協議の上、決定することとする。

(ア) 機器の利用

当初契約における機器の利用に係る費用の10分の1に相当する額を支払うものとする。

(イ) ソフトウェアの利用

支払わないものとする。

(ウ) 機器の保守

当初契約における機器の保守に係る費用に相当する額を支払うものとする。

(エ) ソフトウェアの保守

当初契約におけるソフトウェアの保守に係る費用に相当する額を支払うものとする。

(オ) 通信回線の利用

当初契約における通信回線利用に係る費用に相当する額を支払うものとする。